

きらめき岡山創成ファンド支援事業助成金交付要綱

(通則)

第1条 きらめき岡山創成ファンド支援事業助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この助成金は、岡山県内（以下「県内」という。）の産業振興のため、中小企業者、中小企業者の団体又は起業予定者（以下「助成事業者」という。）が新技術又は新製品の研究開発とその事業化及び地域資源を活用した研究開発事業等（以下「助成事業」という。）を行う場合に必要とする経費の一部を助成することにより、研究開発を促進し、地域経済を支える中小企業の競争力を高め、県内地域産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で県内において事業を行う者をいう。

2 この要綱において「中小企業者の団体」とは、次の各号のいずれかに該当し、その構成員の2分の1以上が中小企業者であるものをいう。

- (1) 事業協同組合
- (2) 商工組合
- (3) 企業組合及び協業組合
- (4) 地域中小企業の振興を図ることを目的に設立された法人又は任意団体であって、規約等から公益財団法人岡山県産業振興財団（以下「財団」という。）理事長（以下「理事長」という。）が適当と認める団体

(助成対象事業)

第4条 助成対象事業は、きらめき岡山創成ファンド支援事業計画実施要領第9条に掲げるものとする。

(交付対象経費)

第5条 この助成金は、助成事業者が県内において行う助成事業に必要な経費であって、別表1に掲げる経費区分のうち、理事長が必要かつ適当と認めるもの（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内において交付する。

(助成率等)

第6条 理事長が助成事業者に交付する助成金の率及び額並びに助成対象となる事業期間は、別表2のとおりとする。

(交付申請)

第7条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1-1号）1部を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

2 1年を超える事業実施期間で、助成金の交付決定を受けた者で12か月を超えて助成事業を継続しようとする者は、事前に助成金継続交付申請書（様式第1-2号）1部を別に定める日までに理事長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 理事長は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、その事業計画について別に定める審査要領に基づく審査を経て、当該申請に対する助成金交付の適否及び交付額の決定を行い、助成金交付決定通知書により当該助成事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 助成事業者は、前条の規定による助成金交付決定通知の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(助成事業の内容又は経費の配分の変更)

第10条 助成事業者は、助成事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ助成事業変更承認申請書(様式第2号)1部を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 理事長は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(軽微な変更)

第11条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 助成対象経費の各経費区分間の配分をいずれか低い額の20%以内で変更する場合。
- (2) 経費区分毎の増減が10万円以内の変更である場合。
- (3) 助成の目的及び助成事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料の数量、機械等の仕様の変更、その他助成事業の細部の変更をする場合

(助成事業の中止又は廃止)

第12条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、助成事業中止(廃止)承認申請書(様式第3号)1部を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 助成事業者は、原則として助成金交付決定より5月間の助成事業の遂行状況について、助成事業遂行状況報告書(様式第4号)1部を助成金交付決定より6月経過するまでに理事長に提出しなければならない。

(助成事業遅延等の報告)

第14条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに、助成事業遅延等報告書(様式第5号)1部を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、第12条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は助成金交付決定から12月経過後15日以内のいずれか早い日までに、助成事業実績報告書(様式第6号)1部を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第16条 理事長は、前条の規定による助成事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(様式第7号)により当該助成事業者に通知するものとする。

2 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずる。

3 前項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(立入検査等)

第17条 理事長は、助成事業の適正を期するために必要があると認めたときは、助成事業者の事務所、事業所等に立入り、関係書類、帳簿、その他の物件等を検査することができる。

(決定の取消し)

第18条 理事長は、助成事業に関して助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく理事長の指示若しくは命令に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第16条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(助成金の返還)

第19条 理事長は、前条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(助成金の概算払及び精算払の請求等)

第20条 助成事業者は、助成金の概算払又は精算払を受けようとするときは、助成金概算払（精算払）請求書（様式第8号）1部を理事長に提出しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第21条 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、助成金により取得し、又は効用が増加した財産を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書（様式第9号）1部を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りではない。

2 理事長は、前項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより、当該助成事業者収入があったときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができる。

3 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成金により取得し、又は効用が増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効果的運用を図らねばならない。

(実施結果の事業化等)

第22条 助成事業者は、助成事業の実施結果の事業化に努めるものとする。

2 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後平成30年3月31日又は助成事業の完了した日から起算して5年を経過する日のいずれか遅い日の事業終了分まで、毎会計年度終了後30日以内に当該助成事業に係る過去1年間の事業化状況及び助成事業に基づく発明、考案等に関して特許権若しくは実用新案権を出願し取得し、若しくは譲渡した場合又は、その実施権を設定した場合にはその状況について、事業化状況等報告書（様式第10号）1部を理事長に提出しなければならない。

3 助成事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

(成果の発表及び普及)

第23条 助成事業者は、理事長がその成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(証拠書類の保存)

第24条 助成事業者は、助成金に係る経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他交付金の取扱手続)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱手続に関するその他の事項は、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に準ずるものとする。

(その他)

第26条 この要綱に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月3日から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年10月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年7月21日から適用する。

別表 1

<ul style="list-style-type: none"> ・マイクロものづくり分野の新事業育成支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 「ア 研究シーズ活用型支援事業」 「イ 重点分野育成型支援事業」 ・地域産業資源の活用・域外への発信事業 <ul style="list-style-type: none"> 「エ 商品化の研究、試作支援事業」 		
経 費 区 分	内 容	
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 	
機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置、又は自社により機械装置を製作する場合の部品、並びに分析等機械装置の購入に要する経費 ※「分析等機械装置」とは、測定、分析、解析、評価等を行う機械装置をいい、取得価格が50万円未満のものとする。（当該研究開発の成果物に含まれるものは除く。） ・機械装置を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費 ・機械装置、分析等機械装置（取得価格50万円以上も含む。）の借上げに要する経費 	
工具器具費	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置等を製作するための工具・器具の購入に要する経費 ・工具・器具を外注により試作、改良、据付け、修繕する場合に要する経費 ・工具・器具の借上げに要する経費 ※ホームセンターで購入できるものは対象となりません。 	
外注（加工）費	<ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の再加工及び設計等を外注する場合に要する経費 ※ 構築物、機械装置又は工具・器具を外注する場合を除く。 【全助成対象経費の1/2未満】 	
技術専門員指導受入費	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費 【全助成対象経費の1/2未満】 	
共同研究費	<ul style="list-style-type: none"> ・公設試験研究機関又は大学・高等専門学校等の研究機関との共同研究契約を締結する場合、当該研究機関に支払う経費 【全助成対象経費の1/2未満】 	
外注費、技術専門員指導受入費、共同研究費の三項目の合計額は【全助成対象経費の2/3未満】		
※市場動向調査・販路開拓に係る経費	謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等に対して謝礼として支払う経費
	旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等に対して旅費として支払う経費 ・職員に対して販路拡大のための出張旅費として支払う経費（営業活動に関する旅費は不可）
	会場費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究開発による試作品等を展示会等に出展する場合、その会場設営及び運営に要する経費
	広告宣伝費	<ul style="list-style-type: none"> ・当該研究開発による試作品等の広告宣伝に要する経費
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・調査又は分析の委託に要する経費
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げるもののほか、事業実施に際し理事長が特に必要と認めたもの
謝金、旅費、会場費、広告宣伝費、委託費の合計額は【全助成対象経費の1/2未満】		

・地域産業資源の活用・域外への発信事業 「ウ 事業可能性調査・検証支援事業」	
経費区分	内 容
謝金	・ 専門家等に対して謝礼として支払う経費
旅費	・ 専門家等に対して旅費として支払う経費 ・ 職員に対して情報収集等のために旅費として支払う経費
会議費	・ 会場借上、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費等会議に要する経費
委託費	・ 調査又は分析の委託に要する経費
その他	・ 上記に掲げるもののほか、事業実施に際し理事長が特に必要と認めたもの
・地域産業資源の活用・域外への発信事業 「オ 商品、サービスの販路開拓支援事業」	
経費区分	内 容
謝金	・ 専門家等に対して謝礼として支払う経費
旅費	・ 専門家等に対して旅費として支払う経費 ・ 職員に対して販路拡大のための出張旅費として支払う経費（営業活動に関する旅費は不可）
会場費	・ 当該研究開発による試作品等を展示会等に出展する場合、その会場設営及び運営に要する経費
広告宣伝費	・ 当該研究開発による試作品等の広告宣伝に要する経費
委託費	・ 調査又は分析の委託に要する経費
その他	・ 上記に掲げるもののほか、事業実施に際し理事長が特に必要と認めたもの

別表 2

助成事業の内容		助成率	助成限度額	助成期間
ミクロものづくり分野新事業育成支援事業	ア 研究シーズ活用型支援事業※1	4/5以内	総額30,000千円 (1年間の経費上限は20,000千円)	24か月以内 (必要と認められる場合は、3か月間までの助成期間の延長が可能)
	イ 重点分野育成型支援事業※2	2/3以内	総額20,000千円 (1年間の経費上限は15,000千円)	
地域産業資源活用・域外への発信事業	ウ 事業可能性調査・検証支援事業※3	2/3以内 (ただし支援機関は10/10以内)	1,000千円/年	12か月以内
	エ 商品化の研究、試作支援事業※4	1/2以内	3,000千円/年	24か月以内
	オ 商品、サービスの販路開拓支援事業※5	1/2以内	1,000千円/年 (団体は2,000千円/年)	12か月以内

注) ※1 「ア 研究シーズ活用型支援事業」

「都市エリア産学官連携促進事業」、「特別電源所在県科学技術振興事業」等、県内の大学・公設試等が持つ研究・技術シーズを活用し、産学官が連携して研究開発を行う者を対象とする。

※2 「イ 重点分野育成型支援事業」

「マイクロものづくり岡山ブランド戦略」における重点研究開発分野等、マイクロものづくり産業クラスター形成の推進のために、マイクロものづくり岡山推進協議会等により、県が重点的に支援すべきと決定した分野についての研究開発を行う者を対象とする。

※3 「ウ 事業可能性研究・検証支援事業」

地域産業資源を活用した新たな商品・サービスの開発について、開発前の事業化可能性検証活動または地域産業資源の新たな活用方法の調査活動を、研究機関・産業支援機関等と連携して行う者、または中小企業のグループに対してこれらの活動についての支援を行う産業支援機関を対象とする。

※4 「エ 商品化の研究、試作支援事業」

地域産業資源を活用した新たな商品・サービスの開発を行う者を対象とする。

※5 「オ 商品、サービスの販路開拓支援事業」

地域産業資源を活用した商品・サービスの県外に向けた販路開拓を行う者を対象とする。
また、団体枠として、中小企業者の団体、複数の中小企業者を取りまとめ販路開拓支援を行う産業支援機関等を対象とする。